

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第57期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	経理部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	経理部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第2四半期 連結累計期間	第57期 第2四半期 連結会計期間	第56期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	144,659	85,209	277,167
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	5,992	1,544	△39
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（百万円）	△12,102	1,676	△5,376
純資産額（百万円）	—	146,345	158,356
総資産額（百万円）	—	244,460	224,415
1株当たり純資産額（円）	—	4,275.73	4,630.58
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期（当期）純損失 （△）（円）	△354.97	49.18	△157.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	59.63	70.35
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△23,457	—	△13,713
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△7,522	—	△9,475
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	5,153	—	△8,141
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	31,471	57,100
従業員数（人）	—	2,659	2,628

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第56期及び第57期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、1株当たり四半期（当期）純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第57期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) P&F USA, Inc. (注)	米国 ジョージア	千US\$ 30,000	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 役員の兼任あり

(注) 特定子会社に該当しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	2,659
----------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	1,132 (139)
----------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第2四半期会計期間の平均人員を () 外数で表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

機器	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
映像機器 (百万円)	52,925
情報機器 (百万円)	14,683
その他 (百万円)	819
合計 (百万円)	68,428

- (注) 1. 金額は製造価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

機器	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
映像機器 (百万円)	62,068
情報機器 (百万円)	16,985
その他 (百万円)	6,155
合計 (百万円)	85,209

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当第2四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	割合 (%)
WAL-MART STORES, INC.	30,295	35.6

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

商標権許諾契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	コーニンクレッカ・フィリップス・ エレクトロニクス N. V.	オランダ	テレビ製品	商標権の許諾	自 平成20年8月4日 至 平成25年12月31日

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における世界経済は、米国における住宅バブルの崩壊によるサブプライムローン問題に端を発した金融機関の混乱・再編、株価の大幅下落、為替の大幅変動等が各国に波及して大きな影響を受け個人消費も低迷いたしました。一方、わが国におきましても、欧米に比べその影響は軽微であったものの建設・不動産が打撃を受け、米国向け輸出の減速などから景気後退入りし、賃金が伸び悩む中、食品・エネルギー価格の上昇により個人消費は減速いたしました。

当民生用電気機器業界におきましては、デジタル製品の特徴である商品サイクルの短期化や価格下落の進行で厳しい競争環境にあります。当第2四半期連結会計期間におきましては、先進国の景気減速の影響が懸念される中、成長製品である液晶テレビの需要拡大は続きましたが、その伸び率は鈍化傾向がみられ、価格競争も一層激化するなど厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、既存のブラウン管テレビ、DVD関連製品及び情報機器におけるプリンターなどの主要製品は前年同期に比べ大幅な減少となりました。一方、ブルーレイディスクプレーヤーや平成21年2月に地上波アナログ放送が停止する米国市場向けテレビ用セット・トップ・ボックス（デジタル信号をアナログ信号に変換し、従来のアナログテレビで地上波デジタル放送の視聴を可能にする製品）を中心に拡販に努め、また、液晶テレビにおきまして、世界的家電メーカーであるRoyal Philips Electronics社（以下、Philips）と北米での民生用テレビのブランドライセンス契約で基本的に合意（平成20年4月）し、当該事業を行う販売子会社P&F USA, Inc. を設立（同6月）し、同ブランドの液晶テレビの販売を開始いたしました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は85,209百万円となりました。利益面につきましては、営業利益はテレビ用セット・トップ・ボックスやブルーレイディスクプレーヤーの寄与などにより3,332百万円、経常利益は1,544百万円、四半期純利益は1,676百万円となりました。

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりませんが、機器別の売上高は次のとおりであります。

① 映像機器

映像機器では、市場縮小が著しいビデオ、ブラウン管テレビ及び北米市場で需要の一巡感がみられるDVDプレーヤー関連製品は減少となりましたが、ブルーレイディスクプレーヤーや米国市場向けテレビ用セット・トップ・ボックスに加え、北米におけるブランドライセンス契約によるPhilipsブランド製品の寄与と従来販路の拡販による液晶テレビの売上増により当該機器の売上高は、62,068百万円となりました。

② 情報機器

情報機器では、OEM先からの受注回復がみられたデジタルスチルカメラは増加いたしました。プリンターは厳しい競争環境によりOEM先が商品戦略の見直しを行った影響から減少となりました。その結果、当該機器の売上高は16,985百万円となりました。

③ その他

上記機器以外の売上高は、6,155百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

外部顧客に対する売上高は34,168百万円、営業利益は1,475百万円となりました。

② 北米

外部顧客に対する売上高は46,594百万円、営業利益は962百万円となりました。

③ アジア

外部顧客に対する売上高は69百万円、営業利益は2,097百万円となりました。

④ 欧州

外部顧客に対する売上高は4,376百万円、営業損失は983百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ5,889百万円減少し、31,471百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は8,737百万円となりました。これは主に売上債権の増加、たな卸資産の増加及び法人税等の支払によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は6,474百万円となりました。これは主に定期預金の預入及び有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動の結果獲得した資金は10,768百万円となりました。これは主に短期借入金金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた課題のうち、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分については、当第2四半期連結会計期間において、次のように経過しております。

- ① 当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

- ② 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に審査請求を行いました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,415百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,104,196	36,104,196	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	36,104,196	36,104,196	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権 (平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権
(平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 ① 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 ② 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 ③ 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件① 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。② 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。③ 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件① 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。② 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。③ 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。 <p>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件① 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。② 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。③ 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。 <p>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 ① 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 ② 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 ③ 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	36,104,196	—	31,280	—	32,806

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
船井 哲良	大阪市中央区	12,829	35.54
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011	5.57
船井 哲雄	北海道旭川市	1,739	4.82
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,641	4.55
財団法人船井情報科学振興 財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1,000	2.77
バンク オブ ニューヨー ク ヨーロッパ リミテッ ド 131705 (常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行)	67 LOMBARD STREET LONDON EC3P 3DL (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	894	2.48
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	812	2.25
モルガンスタンレーアンド カンパニーインク (常任代理人 モルガン・ スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号恵比寿ガーデ ンプレイスタワー)	787	2.18
ダンスケ バンク クライ アンツ ホールディングス (常任代理人 香港上海銀 行)	HOLMENS KANAL 2-12, 1092 COPENHAGEN K DENMARK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	753	2.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	574	1.59
計	—	23,044	63.83

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

2. 平成20年7月28日付で、スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから大量保有報告書の提出があり、平成19年6月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成20年9月30日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容
スプラスグローブ・インベスト メント・マネジメント・リミテッド	181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7	株式1,843,400株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,011,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式34,086,300	340,863	—
単元未満株式	普通株式 6,896	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	36,104,196	—	—
総株主の議決権	—	340,863	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,000	—	2,011,000	5.57
計	—	2,011,000	—	2,011,000	5.57

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	4,030	4,590	3,810	3,500	3,290	2,435
最低 (円)	3,340	3,570	2,665	2,700	2,275	1,821

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,096	68,074
受取手形及び売掛金	42,283	26,841
商品及び製品	55,721	21,123
仕掛品	1,996	1,292
原材料及び貯蔵品	10,644	12,668
その他	9,097	17,407
貸倒引当金	△115	△286
流動資産合計	169,724	147,122
固定資産		
有形固定資産	※1 15,802	※1 16,772
無形固定資産	5,656	6,222
投資その他の資産		
長期貸付金	41,570	40,819
その他	13,299	14,520
貸倒引当金	△1,593	△1,041
投資その他の資産合計	53,277	54,297
固定資産合計	74,735	77,293
資産合計	244,460	224,415
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	52,726	25,811
短期借入金	21,365	13,213
未払法人税等	538	4,642
引当金	958	1,189
その他	19,130	15,642
流動負債合計	94,720	60,499
固定負債		
引当金	2,388	2,484
その他	1,006	3,075
固定負債合計	3,394	5,559
負債合計	98,115	66,058

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,280	31,280
資本剰余金	33,245	33,245
利益剰余金	115,310	129,812
自己株式	△24,339	△24,339
株主資本合計	155,496	169,998
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△400	△63
為替換算調整勘定	△9,322	△12,063
評価・換算差額等合計	△9,723	△12,127
少数株主持分	572	485
純資産合計	146,345	158,356
負債純資産合計	244,460	224,415

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	144,659
売上原価	117,043
売上総利益	27,615
販売費及び一般管理費	※1 23,294
営業利益	4,320
営業外収益	
受取利息	1,785
受取配当金	42
為替差益	164
その他	432
営業外収益合計	2,424
営業外費用	
支払利息	174
持分法による投資損失	121
その他	455
営業外費用合計	751
経常利益	5,992
特別利益	
前期損益修正益	357
固定資産売却益	6
その他	109
特別利益合計	474
特別損失	
固定資産処分損	41
特別販売協力金	850
関係会社整理損	656
その他	372
特別損失合計	1,921
税金等調整前四半期純利益	4,546
法人税等	△277
過年度法人税等	※2 16,838
法人税等合計	16,561
少数株主利益	87
四半期純損失(△)	△12,102

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	85,209
売上原価	69,930
売上総利益	15,278
販売費及び一般管理費	※1 11,946
営業利益	3,332
営業外収益	
受取利息	880
受取配当金	16
その他	281
営業外収益合計	1,178
営業外費用	
支払利息	99
持分法による投資損失	51
為替差損	2,378
その他	436
営業外費用合計	2,966
経常利益	1,544
特別利益	
関係会社整理損失引当金戻入額	83
固定資産売却益	5
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産処分損	40
関係会社株式評価損	327
関係会社整理損	651
その他	35
特別損失合計	1,054
税金等調整前四半期純利益	579
法人税等	△1,128
少数株主利益	30
四半期純利益	1,676

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,546
減価償却費	2,470
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	375
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△82
受取利息及び受取配当金	△1,827
支払利息	174
持分法による投資損益 (△は益)	121
有形固定資産売却損益 (△は益)	30
投資有価証券売却損益 (△は益)	△26
投資有価証券評価損益 (△は益)	45
関係会社株式評価損	327
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,834
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△33,765
仕入債務の増減額 (△は減少)	28,140
その他	11,640
小計	△3,663
利息及び配当金の受取額	1,660
利息の支払額	△170
法人税等の支払額	△4,445
過年度法人税等の支払額	△16,838
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,457
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△19,781
定期預金の払戻による収入	12,379
有形固定資産の取得による支出	△1,446
有形固定資産の売却による収入	617
無形固定資産の取得による支出	△139
投資有価証券の取得による支出	△245
投資有価証券の売却による収入	1,137
その他	△44
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,954
長期借入金の返済による支出	△1,086
配当金の支払額	△1,704
その他	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,153
現金及び現金同等物に係る換算差額	198
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,628
現金及び現金同等物の期首残高	57,100
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 31,471

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間から、子会社であるP&F USA, Inc. は重要性が増加したため、連結の対象に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、59,562百万円 であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、58,169百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">2,685百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">4,557</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">3,311</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">3,042</td> </tr> </table> <p>※2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回(平成17年6月28日付)のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に審査請求を行いました。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌事業年度以降の当社の香港子会社の所得について当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税は合計で約700百万円と見積られます。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	販売手数料	2,685百万円	特許権使用料	4,557	従業員給料手当	3,311	試験研究費	3,042
販売手数料	2,685百万円							
特許権使用料	4,557							
従業員給料手当	3,311							
試験研究費	3,042							

当第2四半期連結会計期間
 (自 平成20年7月1日
 至 平成20年9月30日)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額
 は次のとおりであります。

販売手数料	1,160百万円
特許権使用料	2,391
従業員給料手当	1,681
試験研究費	1,426

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結
 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年9月30日現在)

現金及び預金勘定	50,096百万円
預入期間が3か月を超える定 期預金	△18,625
現金及び現金同等物	31,471

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
 普通株式 36,104千株
- 自己株式の種類及び株式数
 普通株式 2,011千株
- 新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。
- 配当に関する事項
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月2日 取締役会	普通株式	1,704	50	平成20年3月31日	平成20年6月4日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。

このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	34,168	46,594	69	4,376	85,209	-	85,209
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	44,811	3	63,361	0	108,176	(108,176)	-
計	78,979	46,598	63,431	4,376	193,386	(108,176)	85,209
営業利益又は営業損失 (△)	1,475	962	2,097	△983	3,553	(221)	3,332

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	62,281	74,814	322	7,239	144,659	-	144,659
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	80,974	13	113,397	14	194,399	(194,399)	-
計	143,256	74,828	113,720	7,253	339,058	(194,399)	144,659
営業利益又は営業損失 (△)	1,814	1,666	3,607	△1,644	5,443	(1,123)	4,320

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 香港、マレーシア、タイ
- (3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
I 海外売上高（百万円）	58,645	2,841	12,357	2,650	76,495
II 連結売上高（百万円）					85,209
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	68.8	3.4	14.5	3.1	89.8

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
I 海外売上高（百万円）	100,026	4,138	19,506	3,052	126,723
II 連結売上高（百万円）					144,659
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	69.1	2.9	13.5	2.1	87.6

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米 : 米国、カナダ
 (2) アジア : 香港、シンガポール
 (3) 欧州 : ドイツ、イギリス、フランス
 (4) その他 : オーストラリア
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,275.73円	1株当たり純資産額	4,630.58円

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	354.97円	1株当たり四半期純利益	49.18円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△12,102	1,676
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△12,102	1,676
期中平均株式数(千株)	34,093	34,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

平成20年11月12日開催の取締役会において、平成20年6月19日開催の第56期定時株主総会で特別決議した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与を次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 新株予約権の割当日 | 平成20年11月20日 |
| (2) 付与対象者 | 当社の取締役、執行役、執行役員、従業員 |
| (3) 新株予約権の数 | 4,317個(1個につき100株) |
| (4) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (5) 新株予約権の目的となる株式の数 | 431,700株 |
| (6) 新株予約権の発行価格 | (注) 1 |
| (7) 新株予約権の資本組入額 | (注) 2 |
| (8) 新株予約権の発行価格の総額 | 未定 |
| (9) 新株予約権の資本組入額の総額 | 未定 |
| (10) 新株予約権の行使期間 | 平成22年8月1日から平成29年7月31日まで |

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は、割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

(注) 2. 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に審査請求を行いました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。